

公益財団法人 群馬県スポーツ協会

競技力向上対策事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この補助金交付要綱は、公益財団法人群馬県スポーツ協会（以下「群ス協」という）が、群ス協に加盟し、かつ、国民体育大会に開催競技として認められている競技団体並びに群馬県高等学校体育連盟、群馬県中学校体育連盟（以下「団体等」という）が行う競技力向上対策事業に要する経費について、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金は団体等に対し、競技力向上対策事業のうち次に掲げる事業に要する経費について、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 強化合宿及び強化練習会に要する経費
- (2) 選手強化担当者の強化活動推進に要する経費
- (3) スポーツ医・科学研究に要する経費
- (4) 各種測定やトレーニング器具の整備に要する経費
- (5) 指導者研修及び育成に要する経費
- (6) その他理事長が必要と認めたもの

2. 前項第6号による事業を実施するときは、理事長が別に定める申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

3. 理事長は前項の申請書を受理したときは、理事会において審査のうえその適否を決定する。

(交付請求)

第3条 補助金の交付を請求しようとする団体等は、補助金交付請求書（第2号様式）に次に掲げる書類を添え、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号-2様式）
- (2) 収支予算書（第2号-3様式）
- (3) 収支予算書積算内訳（第2号-4様式）
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(変更の承認)

第4条 事業計画に変更が生じた場合は、すみやかに変更承認申請書（第3号様式）に変更の内容及び理由を記載した書類を添え、理事長に提出しなければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(交付の条件)

第5条 理事長は、補助金の交付目的を達成するため必要があるときは、必要な条件を附することができる。

(実績報告)

第6条 団体等は、当該事業が完了したときは、事業の成果を記載した事業実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添え、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第4号-2様式）
- (2) 収支決算書（第4号-3様式）
- (3) 収支決算書積算内訳（第4号-4様式）
- (4) 当該年度の出納簿、領収書等証拠書類
- (5) その他理事長が必要と認める書類

(交付額の確定及び通知)

第7条 理事長は、実績報告書を審査し事業計画等の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、団体等に文書をもって通知する。

2. 団体等は、補助金の額が確定したときにおいて、すでにその額をこえる補助金が交付されている場合は、そのこえる額の補助金を直ちに返還しなければならない。

(帳簿の備付等)

第8条 団体等は、当該事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し5年間保管しておかななければならない。

2. 理事長は必要に応じて帳簿及び証拠書類を提出させることができる。

附 則 この要綱は平成11年4月1日より施行する。

附 則 この要綱は平成22年4月15日より施行する。

附 則 この要綱は平成23年10月1日より施行する。

附 則 この要綱は平成25年4月1日より施行する。